

## 加古川市人権啓発推進員の委嘱に関する要綱

平成28年3月14日市民部長決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市人権啓発推進員設置に関する条例（昭和49年条例第5号）第4条の規定により加古川市人権啓発推進員として委嘱される者の職務及び報償金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 加古川市人権啓発推進員は、加古川市人権啓発推進員設置に関する条例第3条に規定する業務に従事する。

### (報償金)

第3条 加古川市人権啓発推進員の報償金の額は、年額35,000円とする。

### (報償金の支払い方法)

第4条 報償金は、新たに加古川市人権啓発推進員となった者にはその月から支払い、離職し、又は死亡したときはその月まで支払う。

2 前項の規定により報償金を支払う場合であって、その年分の全額を支払うこととなる時以外の時は、その報償金の額は、月割りによって計算する。

3 前項の規定により計算して得た報償金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

4 報償金は、加古川市人権啓発推進員が年のうち1日も業務に従事しなかったときは、支払わない。

5 年額による報償金は、その年度分を3月21日に支払う。ただし、その日が加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支払う。

### (報償金の辞退)

第5条 加古川市人権啓発推進員の報償金を辞退しようとする者は、加古川市人権啓発推進員報償金辞退届（別記様式）を市長に提出するものとする。

### 附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和5年10月30日から施行する。